

	支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口
もらえる	特別定額給付金	給付額:住民1人につき10万円 支給時期:申請に基づき5月26日から順次振込	①令和2年4月27日時点で住民基本台帳に登録(外国籍含)されている方 ②申請方法(2種類) →市から郵送される申請書に世帯主が記載し返送 →マイナンバーカード(写真付)を有する世帯主によるオンライン申請 ③申請期限:令和2年8月18日(当日消印有効)	▶ 特別定額給付金 コールセンター ☎0120-260-020
	住居確保給付金	給付額:39,000円～51,000円 ※世帯人数や月収により異なります	離職・廃業した方(給与等の減少により同程度の状況にある人含む)で、住居を喪失したまたはそのおそれがある方 ※収入要件・資産要件等があります	▶ 相談支援課 ☎072-655-2758
	傷病手当金	手当額:直近3か月間の収入÷ 就業日数×2/3×(日数-3日) ※最長で1年6か月間	①茨木市国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者 ②新型コロナウイルス感染症に感染(疑い含む)した給与の支払いを受けている方	▶ 国民健康保険 ☎072-620-1631 後期高齢者医療制度 ☎072-620-1630
	子育て世帯 臨時特別給付金	給付額:児童1人につき1万円 支給時期:6月中旬	児童手当を受給されている世帯(0歳～中学生のいる世帯) ※所得要件があります	▶ こども政策課 ☎072-620-1625
	児童扶養手当 臨時給付金	支給額:1世帯当たり5万円 支給時期:5月下旬から順次振込	児童扶養手当を受給されている世帯 (令和2年4月または5月支給がある世帯) ※就学援助臨時給付金と両方に該当する場合はこちらを給付します	▶ 学務課 ☎072-620-1684
	就学援助 臨時給付金	支給額:1世帯当たり5万円 支給時期:5月下旬から順次振込	就学援助を受給されている世帯 (令和元年度の対象者で現小学1年生～中学3年生のいる世帯) ※児童扶養手当臨時給付金と両方に該当する場合は児童扶養手当臨時給付金を給付します	
無償化	小学校給食費 無償化	対象期間:小学校給食再開後～ 令和3年3月31日	市内公立小学校へ通われている世帯	▶ 学務課 ☎072-620-1681
雇用	離職者の方等を会計 年度任用職員として雇用	雇用期間:令和2年6月～ 令和3年3月	就職活動が困難となっている離職者の方等	▶ 商工労政課 ☎072-620-1620
借りる	緊急小口資金 総合支援資金	貸付額:10万円～20万円 ※世帯の状況等によって異なります	休業や失業で、一時的な生活資金にお困りの世帯	▶ 市社会福祉協議会 ☎072-627-0033

※各種支援策をおおまかにまとめました。紙面の関係上すべてを掲載しているわけではありませんが、ご利用いただければ幸いです。

	支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口
もらえる	持続化給付金	給付額:中小法人等 200万円 個人事業主 100万円 ※ただし前年1年間の売上からの減少分を上限とします	①ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少 している事業者様等 ②申請期限:令和3年1月15日	持続化給付金事業 コールセンター ☎0120-115-570
	休業要請支援金	支給額:中小企業 一律 100万円 個人事業主 50万円 支給時期:大阪府が申請に基づき5月中旬から順次振込	①大阪府内に主たる事業所を有していること ②『4/21～5/6』に休業要請等に全面的に協力いただいていること ③『令和2年4月』の売上が前年同月比で50%以上減少していること ④大阪府の休業要請対象であること	休業要請支援金 相談コールセンター ☎06-6210-9525
	事業者応援給付金 市独自	支給額:1事業者当たり 10万円 支給時期:申請に基づき5月下旬から順次振込	①大阪府「休業要請支援金」の対象外で4月 or 5月の売上が昨年同月比で減少している市内の中小企業・個人事業主様 ②申請期限:令和2年7月31日	商工労政課 ☎072-620-1620

※なお、各制度の詳細につきましては担当部署までご確認ください。

相談



市独自

茨木市コールセンター

心配事や市の総合的な対応、取組などについての相談を受け付けています

市コールセンター
☎072-655-2750

平日:午前9時～午後8時
※時間を変更することがあります



市独自

茨木市こころのケアセンター

ストレスや不安について、保健師・臨床心理士等に相談できます

市こころのケアセンター
☎072-622-1842

平日:午前9時～午後8時
※時間を変更することがあります



府民向け相談窓口

健康に関する不安について相談できます

府民向け相談窓口
☎06-6944-8197

午前9時～午後6時
(土日祝も受け付けます)

